

さが福祉サービス評価基準(福祉サービス別項目【母子生活支援施設版】)

| 評価分類 | 評価項目 | 評価細目 | 判断基準 | 着眼点 |
|----------|-----------|---|---|---|
| 1 利用者の尊重 | (1)利用者の尊重 | 施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。 | a)施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。 | 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の信頼関係づくりに取り組んでいる。 普段の子どもの表情や態度からも意見を読み取るよう取り組んでいる。 子どもの個性を尊重し、子どもの希望や意見に可能な限り応えている。 |
| | | | b)施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設けているが、十分にそれに応えていない。 | 発達段階や能力によって十分に意思を表明できにくい子どもに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。 日常生活の場面で、生活場面面接を実施するなど、子どもから意見を引き出せるよう取り組んでいる。 すぐに応えることが難しい事柄でも、職員会議で話し合う等取り組んでいる。 |
| | | | c)施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設けていない。 | 子どもの希望に応えられない事柄については、その理由をその都度子どもに説明して、理解を求めている。 |
| | | 施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。 | a)施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。 | 母親の個性を尊重し、母親の希望や意見に可能な限り応えている。 母親が自由に意見を表明できるよう、母親と職員の信頼関係づくりに取り組んでいる。 日常生活の場面で、生活場面面接を実施するなど、母親から意見を引き出せるよう取り組んでいる。 |
| | | | b)施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設けているが、十分にそれに応えていない。 | 能力や状況によって十分に意思を表明できにくい母親に対して、職員が代弁者としての役割を果たすように努めている。 普段の母親の表情や態度からも意見を読み取るよう取り組んでいる。 すぐに応えることが難しい事柄でも、職員会議で話し合う等の取り組みで対応している。 |
| | | | c)施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設けていない。 | 母親の希望に応えられない事柄については、その理由をその都度母親に説明して、理解を求めている。 |
| | | 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 | a)子ども自身が自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 | 子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動(施設内の自治会活動等)を実施している。 子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取り組み、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。 活動における目標実現に向かって発展していくように支援している。 |
| | | | b)子ども自身が自主的に考える活動の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。 | 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つように支援をしている。 |
| | | | c)施設における生活改善の取組を行っていない。 | 活動で決定した要望等については、可能な限り応えている。 |

| 評価分類 | 評価項目 | 評価細目 | 判断基準 | 着眼点 |
|------|------|---|--|--|
| | | <p>母親自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p> | <p>a) 母親自身が自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p> <p>b) 母親自身が自主的に考える活動の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>c) 施設における生活改善の取組を行っていない。</p> | <p>母親自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取り組みができるような活動(施設内の自治会活動等)を実施している。</p> <p>母親が問題や課題について主体的に検討し、その上で取り組み、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。</p> <p>活動における目標実現に向かって発展していくように支援している。</p> <p>活動を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などが育つように支援をしている。</p> <p>活動で決定した要望等については、可能な限り応えている。</p> |
| | | <p>施設の行う援助について事前に説明し、母子が主体的に選択(自己決定)できるように支援している。</p> | <p>a) 施設の行う援助について事前に説明し、母子が主体的に選択できるように支援している。</p> <p>b) 施設の行う援助について事前に説明しているが、母子が主体的に選択できるような支援が十分ではない。</p> <p>c) 施設の行う援助について事前に説明していない。</p> | <p>施設の提供する援助の内容・方法について事前に母子に十分説明している。</p> <p>母子の自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。</p> <p>必要な情報を提供し主体的な選択ができるようにしている。</p> <p>母親と子どもの決定が異なる場合に必要な調整をしている。</p> |
| | | <p>職員が母子に対して体罰を行わないよう徹底している。</p> | <p>a) 職員が母子に対して体罰を行わないよう徹底している。</p> <p>b) -</p> <p>c) 体罰を行わないための取組が十分ではない。</p> | <p>「就業規則」等の規程に体罰の禁止を明記している。</p> <p>具体的な例を示して体罰を禁止している。</p> <p>体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰を伴わない援助技術を習得できるようにしている。</p> <p>体罰の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取り上げ、行われていないことを確認している。</p> <p>体罰があった場合を想定して、施設長が職員と利用者の双方にその原因や体罰の方法・程度等事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。</p> <p>職員による体罰の禁止について、母子に周知している。</p> |

| 評価分類 | 評価項目 | 評価細目 | 判断基準 | 着眼点 |
|------|------|---|---|--|
| | | 母子に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 | <p>a) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>b) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>c) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。</p> | <p>暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。</p> <p>セクシャルハラスメントの防止を徹底している。</p> <p>不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、母子に周知している。</p> <p>不適切な関わりに迅速に対応できるように、母子からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。</p> <p>不適切な関わりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。</p> <p>不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。</p> <p>不適切な関わりを発見した場合には、記録し、必ず管理職等に報告することが明文化されている。</p> <p>不適切な関わりがあった場合を想定して、施設長が職員と利用者の双方にその原因や方法・程度等事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。</p> <p>母子が自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。</p> |
| | | 母親・子ども個人の思想や信教の自由は、他の母子の権利を妨げない範囲で保障されている。 | <p>a) 母親・子ども個人の思想や信教の自由は保障されている。</p> <p>b)</p> <p>c) 母親・子ども個人の思想や信教の自由が尊重されていない。</p> | <p>施設において宗教的活動を強要していない。</p> <p>個別的な宗教活動は尊重している。</p> <p>利用者の宗教的活動において他の利用者の権利を妨げないように配慮している。</p> <p>母親の宗教的活動によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。</p> |

| 評価分類 | 評価項目 | 評価細目 | 判断基準 | 着眼点 |
|--------------|---------------|---|---|--|
| 2 日常生活支援サービス | (1) 援助の基本 | 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。 | a) 子どもと職員の信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。 b) 子どもと職員の信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っているが、十分ではない。 c) 子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っていない。 | 子どもに対する受容的・支持的関わりを心がけている。 一人ひとりの子どもの気持ちを汲み取っている。 職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保している。 小集団での保育・養育支援が行われている。 子どもからの相談を引き出せるように働きかけを意識的に行っている。 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。 個々の子どもの状況に応じて、日常の支援は柔軟に対応できる体制となっている。 子どもの生活を束縛するような管理をしていない。 |
| | | 母親と職員との間に信頼関係を構築し、母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っている。 | a) 母親と職員の信頼関係を構築し、母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っている。 b) 母親と職員の信頼関係を構築し、母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っているが、十分ではない。 c) 母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っていない。 | 母親と職員との関係においては信頼関係が構築できるよう配慮し努めている。 母親に対して、命令口調や自尊心を傷つける言葉遣いをしないよう職員が徹底している。 母親の相談を引き出せるような働きかけを職員が意識的に行っている。 母親の生活観・人生観・子育て観を尊重し、受容的・支持的関わりに心がけている。 母親が自ら抱えている課題を見極め、解決に向かえるように十分な相談支援を行っている。 |
| | (2) 保育・学習等の支援 | 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っている。 | a) 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っている。 b) 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っているが、十分ではない。 c) 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っていない。 | 保育所に通所していない乳幼児を対象とした施設内保育を行っている。 早朝、夜間など、保育所の保育時間外の保育を行っている。 休日保育を行っている。 病後児保育を行っている。 必要に応じて、保育所の送迎を行っている。 日誌などの施設内における保育の記録を整備し、育児支援に役立てている。 乳幼児保育を行っている場合は、乳幼児突然死症候群の予防に配慮した保育を行っている。 必要に応じ通院の支援を行っている。 |

| 評価分類 | 評価項目 | 評価細目 | 判断基準 | 着眼点 |
|------|------|--|--|---|
| | | <p>子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っている。</p> | <p>a) 子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っている。</p> <p>b) 子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っているが十分ではない。</p> <p>c) 子どもの学習支援を行っていない。</p> | <p>個々の学力を把握し、必要に応じた学習支援を行っている。</p> <p>長期休暇中の補習、宿題援助を行っている。</p> <p>進学のための学習指導や進路相談を学校との連携を図りつつ行っている。</p> <p>学習指導のためにボランティア等の協力を得ている。</p> <p>辞書や学習参考書を備えている。</p> |
| | | <p>就学時の日常生活上の支援を適切に行っている。</p> | <p>a) 就学している子どもの日常生活上の支援を適切に行っている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 就学している子どもの日常生活上の支援を行っているが、十分ではない。</p> | <p>学齢期の子どもが放課後を過ごすことのできる場所がある。</p> <p>学齢期の子どもが放課後を過ごすためのプログラムが用意されている。</p> <p>子どもに日常生活に必要な知識や技術を伝えるよう遊びや行事等を意識的に展開している。</p> <p>子どもの友達が遊びに来やすいように配慮をしている。</p> <p>病気やケガ等で学校を欠席している子どもがいる場合には、必要に応じて服薬の声かけや、通院の付き添いなどを行っている。</p> <p>不登校・非行等学校不適應の子ども等がいる場合、母親との協議のもとに学校と情報交換をする等、十分な連携をしている。</p> |
| | | <p>行事などのプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実施されている。</p> | <p>a) 行事などのプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実行されている。</p> <p>b) 行事などのプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実行されているが、十分ではない。</p> <p>c) 行事などのプログラムが、母子が参画しやすいように計画・実行されていない。</p> | <p>母親の趣味や興味にあったプログラムになるよう母親の要望を反映している。</p> <p>母親の自発的な参加を促すように支援している。</p> <p>子どもの趣味や興味にあったプログラムになるよう子どもの要望を反映している。</p> <p>子どもの自発的な参加を促すように支援している。</p> <p>母子が施設での生活を楽しめるような企画を用意している。</p> <p>母子の状況を考慮し、参加しやすいように内容、時間等を工夫している。</p> <p>行事等の参画について、母子の選択を尊重している。</p> |

| 評価分類 | 評価項目 | 評価細目 | 判断基準 | 着眼点 |
|------|----------------|-----------------------------------|--|--|
| | (3)母子や他者との関係調整 | 子どもと母親との関係調整を必要に応じて行っている。 | a) 子どもと母親との関係調整を必要に応じて行っている。 b) - c) 子どもと母親との関係調整を行っていない。 | 母親の子どもに対する悩みや不安を受け止め、相談に応じている。 子どもの母親に対する不満や悩みを受け止め、相談に応じている。 子どもと母親の考え方が異なる場合、相談に応じ調整をしている。 子どもの進学・進路等について、子どもと母親の考え方が異なる場合、相談に応じ調整をしている。 子どもと母親の将来設計が異なる場合、必要に応じて調整している。 |
| | | 子どもと家族、友人等との関係調整を必要に応じて行っている。 | a) 子どもと家族、友人等との関係調整を必要に応じて行っている。 b) 子どもと家族、友人等との関係調整を行っているが、十分ではない。 c) 子どもと家族、友人等との関係調整を行っていない。 | 父親との関わり方について、子どもからの相談に応じ、母親とも協議の上、調整している。 祖父母等その他の家族との関わり方について、子どもからの相談に応じ、母親とも協議の上、調整している。 友人関係について、子どもからの相談に応じ、母親とも協議の上、調整している。 |
| | | 母親と夫との関係調整のための支援を行っている。 | a) 母親と夫との関係調整のための支援を行っている。 b) 母親と夫との関係調整のための支援を行っているが、十分ではない。 c) 母親と夫との関係調整のための支援を行っていない。 | 夫、前夫、内夫、子の父との関係について母親からの相談に応じている。 婚姻関係の調整に関する相談に応じている。 離婚手続き等について法律相談への紹介や必要に応じて家庭裁判所への同行などを行っている。 |
| | | 母親と他者との関係調整のための支援を行っている。 | a) 母親と、同居していない子どもや親族など他者との関係調整のための支援を行っている。 b) 母親と、同居していない子どもや親族など他者との関係調整のための支援を行っているが、十分ではない。 c) 母親と、同居していない子どもや親族など他者との関係調整のための支援を行っていない。 | 親族との関係修復の支援を行っている。 必要に応じて、施設内の他の母子との関係づくりの支援を行っている。 同居していない子ども(他施設に入所している・親族に預けている等)の養育に関する相談に応じている。 関係機関とのトラブルに対する関係調整を行っている。 |
| | (4)母子への相談支援等 | 母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っている。 | a) 母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っている。 b) 母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っているが、十分ではない。 c) 子育てに関する助言、援助を行っていない。 | 子育てに関する母親の不安や悩み等の発見に努めている。 虐待や不適切な関わりの発見に努め、児童相談所への通報や、必要に応じて介入・見守りを行っている。 子どもの健康管理について相談・助言、援助等を行っている。 要請や必要に応じて、子育ての方法について助言を行っている。 |

| 評価分類 | 評価項目 | 評価細目 | 判断基準 | 着眼点 |
|------|------|--------------------------------------|--|---|
| | | 母親が病気の時の支援を適切に行っている。 | a) 母親が病気の時の支援を適切に行っている。 b) 母親が病気の時の支援を行っているが十分ではない。 c) 母親が病気の時の支援を行っていない。 | 必要な場合には母親の看病を行っている。 母親が病気の時や通院時等に子どもを保育している。 食材の買出し、調理補助等の支援を行っている。 受診、通院等についての相談・助言、介助、同行等を行っている。 母親の意向を尊重しながら、精神保健に関する専門家との連携を行っている。 受診や服薬が必要な場合、母子にその必要性を説明・助言している。 |
| | | 必要に応じ、母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っている。 | a) 必要に応じ、母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っている。 b) 必要に応じ、母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っているが、十分ではない。 c) 母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っていない。 | 衣服の清潔保持等、衣生活のスキル向上の支援を行っている。 入浴等、衛生管理のスキル向上の支援を行っている。 栄養管理等、食生活のスキル向上の支援を行っている。 部屋の清掃等、住生活のスキル向上の支援を行っている。 自立に必要な家計の設計や貯蓄の方法について支援している。 |
| | | 母子の社会的自立を目指し、十分な相談体制をとっている。 | a) 母子の社会的自立を目指し、十分な相談体制をとっている。 b) 母子の社会的自立を目指し、相談体制をとっているが、十分ではない。 c) 母子の社会的自立を目指した相談体制をとっていない。 | 夜間・休日でも母子の相談に応じられる体制をとっている。 必要に応じて、専門の相談機関を紹介している。 個別相談に応じるためのスペースが確保されている。 健康相談、将来の生活設計、母子家庭であることへのストレス等に対する心理的サポートをしている。 返済困難な借金等についての相談に応じている。 |
| | | 心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っている。 | a) 心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っている。 b) 心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。 c) 心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っていない。 | 心理的な支援を必要とする母子については、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理支援プログラムが策定されている。 心理支援プログラムにおいて個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。 日常生活の中で、心理的な援助が行える体制ができている。 必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。 心理的なケアが必要な母子への対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。 |

| 評価分類 | 評価項目 | 評価細目 | 判断基準 | 着眼点 |
|------------|------|------------------------------------|--|--|
| | | 母親の職業能力開発や就労支援を行っている。 | <p>a) 母親の職業能力開発や就労支援を行っている。</p> <p>b) 母親の職業能力開発や就労支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 母親の職業能力開発や就労支援を行っていない。</p> | <p>公共職業安定所の活用や就職先の開拓など、母親の心身状態や意向に配慮した就労支援を行っている。 母親の適性や経験・希望に配慮した職場探し、能力開発についての相談等の支援を行っている。 就労のための保育サービスを行っている。</p> <p>就労に不安を持つ母親については、事情や背景を十分考慮しながら相談・助言を行っている。 施設内で、就労支援のための講座・勉強会等を行っている。</p> <p>必要があれば職場との連携・調整を行っている。</p> <p>職場環境に関する相談・助言を行っている。</p> <p>職場での権利侵害等の訴えに対して適切な対応をしている。</p> |
| | | 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っている。 | <p>a) 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っている。</p> <p>b) 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるような支援を行っていない。</p> | <p>掲示板等を活用し、諸制度に関して常に新しい情報提供に努めている。</p> <p>関係機関や施設等へ同行している。</p> <p>書類記入などの申請手続きの側面支援を行っている。</p> <p>専門機関・自助グループ等への相談・紹介を行っている。</p> |
| (5) 緊急時の対応 | | 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に適切に対応している。 | <p>a) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に、適切に対応する体制が整備されている。</p> <p>b) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に対応する体制が整備されているが、十分ではない。</p> <p>c) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に対応する体制が整備されていない。</p> | <p>利用手続きを事後に行う等、保護を必要とする母子等の緊急利用に対応している。 緊急利用の受け入れは、平日・休日ともに24時間可能である。</p> <p>要請があった場合には、広域的利用を受け入れることができる。</p> <p>予め緊急利用時を想定して、職員間で適切なケース対応方法を検討している。 必要に応じて出動を要請できるよう警察等と連携している。</p> <p>緊急一時保護後の入所に関する相談については、母子の心身状態に十分に配慮し、精神的に安定してから行っている。 広域入所促進事業(施設機能強化推進費)等を利用して緊急利用のための生活用品等を予め用意している。</p> |

| 評価分類 | 評価項目 | 評価細目 | 判断基準 | 着眼点 |
|------------|------|------------------------------------|---|--|
| | | 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を適切に行っている。 | <p>a) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を適切に行っている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を行っているが、十分ではない。</p> | <p>安全確保と精神的癒しを目的とした相談・支援を行っている。</p> <p>本人の所在の秘匿について関係機関と協議し、理解と協力を得ている。</p> <p>発見へのおびえがみられる母子について、外部との連絡のとり方、日常生活の代行等、きめ細かい対応をできる体制がとられている。</p> <p>発見へのおびえがみられる子どもの教育権が損なわれないよう、教育委員会等関係機関との連携体制が整備されている。</p> <p>発見のおそれが出てきた場合には、福祉事務所と連携して他施設へ移動できる体制が整っている。</p> |
| (6)環境等への配慮 | | 居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮したものになっている。 | <p>a) 居室等施設全体が生活の場としての快適さに配慮したものになっている。</p> <p>b) 居室等施設全体が生活の場としての快適さに配慮されているが、十分ではない。</p> <p>c) 居室等施設全体が生活の場としての快適さに配慮していない。</p> | <p>居室は母子が生活するのに十分なスペースが確保されている。</p> <p>居室はプライバシーに配慮した構造になっている。</p> <p>台所は居室ごとに設置している。</p> <p>トイレは居室ごとに設置している。</p> <p>浴室は居室ごとに設置している。</p> <p>談話室など、憩いの空間を確保している。</p> <p>共用部分には行き届いた清掃が行われ、軽度な修繕は迅速に行っている。</p> <p>子どもが安全に遊べるスペースを確保している。</p> <p>身体に障害のある母子がいる場合には、バリアフリーに配慮している。</p> |